平成３０年（フ）第７号
福岡県大牟田市萩尾町１丁目307番地１　セレナⅡ202号
債務者　江良　武文
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第２０７号
大阪市東淀川区豊里３丁目16番56号　美福苑102号
債務者　野矢　昌広
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０８号
大阪市東淀川区豊里３丁目16番56号　美福苑102号
債務者　野矢　美香
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５８９号
大阪府吹田市岸部中１－14－15－502号、住民票上の住所京都府木津川市山城町上狛西ノ口21番地
債務者　樺山　重義
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８６号
横浜市中区本牧原５番２－205号
債務者　田山　高司
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４１号
横浜市旭区都岡町28番地
債務者　小柳出実和子（旧姓女屋）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４８号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸７番34号　ラ・スール菱沼海岸Ⅰ・103号
債務者　田上ひとみ
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６２号
東京都日野市万願寺６丁目41番地の８サンロロ101
債務者　大貫　幸惠
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１８４号
東京都町田市図師町626番地37加藤マンション302
債務者　齊藤　俊博
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５５４号
岡山県玉野市宇野８丁目29番14号
債務者　東　　順子（旧姓浅弘・旧姓沖本）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８号
岡山市中区清水２丁目５番８号　フォレ・リジェール207号
債務者　黒瀬このみ（旧姓岩藤・佐藤）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５３号
岡山市東区中川町552番地８　メゾン・ピオニー201
債務者　藤原　静栄
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６２号
東京都多摩市永山４丁目４番地11－107
債務者　長谷川正司
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５２号
東京都町田市真光寺３丁目２番地３公社住宅４－104
債務者　舛水　雄一
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１４０７号
千葉県柏市増尾台３丁目６番41号
破産者　株式会社愛晃建設
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２５５号
山梨県甲府市朝気１丁目５番10号
破産者　株式会社みゆきや
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係